

# 社会福祉法人 以和貴会 介護福祉士実務者研修（通信）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

名 称 社会福祉法人 以和貴会

所在地 鹿児島県鹿屋市串良町細山田 5902-3

（目的）

第2条 本研修事業は介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業教育としての位置付であり、介護福祉士を目指す上で、幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力の修得や、新たな課題・技術・知見を自ら把握できる能力の獲得と、より専門的な知識・技術を習得するための機会とすることを目的とする。

（実施課程）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という）を実施する。

介護福祉士実務者研修（通信課程）

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

社会福祉法人以和貴会 介護福祉士実務者研修

（修業年限）

第5条 修業年限は6ヶ月とする。

ただし、次の研修を過去に受講し課程を修了した者については、修業期限を1月以上とする。

ア 訪問介護員養成研修（1～3級）

イ 介護職員初任者研修

ウ 介護職員基礎研修

エ 喀痰吸引等研修

オ その他上記に掲げる過程に準ずる過程

（定員）

第6条 定員が1学級20名とし、学級数は3とする。

（履修方法）

第7条 履修方法は次のとおりとする。

（1）通信学習

実務者研修養成課程450時間のうち405時間を通信学習にて行う。

生徒は計画的に課題に取り組み定められた提出期限までに課題を提出することとし、担当

講師による添削指導、評価を行う。

(2) 通学授業

「介護過程Ⅲ」45時間、「医療的ケア演習」13時間については、通学授業とする。

「介護過程Ⅲ」においては修了試験（実技試験）を実施し、通信学習で修得した知識の習得度を確認する。

(スクリーニング会場)

第8条 スクリーニングは下記の会場で実施する。

名称 以和貴会介護福祉士養成事業所

所在地 鹿児島県鹿屋市串良町下小原 3106

(教育課程及び授業時間数)

第9条 教育課程及び授業時間数は下表のとおりとする。

科目	無資格者		初任者研修 修了者		訪問介護員研修 3級修了者		訪問介護員研修 2級修了者		訪問介護員 研修1級修了者		介護職員基礎 研修修了者	
	スクーリング	通信	スクーリング	通信	スクーリング	通信	スクーリング	通信	スクーリング	通信	スクーリング	通信
人間の尊厳と自立		5										
社会の理解Ⅰ		5										
社会の理解Ⅱ		30		30		30		30				
介護の基本Ⅰ		10				10						
介護の基本Ⅱ		20		20		20						
コミュニケーション技術		20		20		20		20				
生活支援技術Ⅰ		20										
生活支援技術Ⅱ		30				30						
介護過程Ⅰ		20				20						
介護過程Ⅱ		25		25		25		25				
介護過程Ⅲ（スクーリング）	45		45		45		45		45			
発達と老化の理解Ⅰ		10		10		10		10				
発達と老化の理解Ⅱ		20		20		20		20				
認知症の理解Ⅰ		10				10		10				
認知症の理解Ⅱ		20		20		20		20				
障害の理解Ⅰ		10				10		10				
障害の理解Ⅱ		20		20		20		20				
こころとからだのしくみⅠ		20				20						
こころとからだのしくみⅡ		60		60		60		60				
医療的ケア		50		50		50		50		50		50
医療的ケア講義・演習（スクーリング）	13		13		13		13		13		13	
合計	450時間 + 医療的ケア講義・演習 13時間		320時間 + 医療的ケア講義・演習 13時間		420時間 + 医療的ケア講義・演習 13時間		320時間 + 医療的ケア講義・演習 13時間		95時間 + 医療的ケア講義・演習 13時間		50時間 + 医療的ケア講義・演習 13時間	

(入学時期)

第 10 条 入所時期は各講座の開講日とする。

(休業日)

第 11 条 休業日は次のとおりとする。ただし、養成施設の長が必要と認める場合には、休業日を変更することがある。

- (1) 年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(受講対象者)

第 12 条 当法人が本研修受講者として適当と認めた者。特に資格は設けない。

ただし、科目の免除を希望している者については、入所の前日までに免除該当資格の修了証が交付されていること。未修了者については申込時に「修了見込証明書」を提出のこと。

(受講者の選考)

第 13 条 受講者の選考は、受講申込書を受理した者の中から、前条の要件を満たすと認められるものにつき受講を決定する。ただし、定員に達した時点において申込み受付は終了とする。

(受講手続き)

第 14 条 受講手続は以下のとおりとする。

- (1) 受講を許可された者は、指定期日までに所定の受講料を支払うものとする。  
(振り込みの場合、振込手数料は受講生負担とする)
- (2) 前項の受講手続きを完了した者について受講を許可する。

(受講生の本人確認)

第 15 条 受講生の本人確認は以下の方法で行う。

受講申込受付または初回の講義時に公的な身分証明書（運転免許証等）を持参し、事務職員が確認する。

(研修期間)

第 16 条 研修期間を 6 ヶ月とし、12 ヶ月まで受講を延長することができる。

(在籍年限)

第 17 条 在籍年限は 1 年以内とする。但し、やむを得ない場合については手続きの上、2 年までとする。

(休学)

第 18 条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとするときには、

休学届けにその事由を明らかにする書類（診断書等）を添えて提出し、養成施設長の承認を得なければならない。

（復学）

第 19 条 前条の者が復学しようとするときは、復学願を養成施設長に提出し、その許可を得なければならない。

（退学）

第 20 条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由で退学しようとするときには、その事由を記載した書類を提出し許可を得なければならない。

（学習の評価及び課程修了の認定）

第 21 条 学習の評価は以下のとおりとする。

- （1）各科目の達成目標に従い、内容の理解度を確認する。
- （2）受講生自身が問題点を把握できるように、学習に対する指導を記載する。
- （3）課題問題は、テキストを参考にして自宅で学習し、提出締切日までに提出する。

（課程修了の認定）

第 22 条 課程修了の認定については以下のとおりとする。

- （1）受講料を全額支払っている。
- （2）面接授業にすべて出席している。  
（やむを得ず欠席した場合、補講を受けるものとし、補講を受けた者は出席とみなす。補講料：2,000 円（税込））
- （3）提出期限までに課題をすべて提出し、認定基準を満たしている。
- （4）医療的ケア・筆記試験において 90 点以上をとり、演習に参加する。  
（不合格の場合には、追試を行う。追試料：2,000 円（税込））
- （5）医療的ケア演習で一定の基準に達すること。
- （6）介護過程Ⅲ・実技の評価で合格すること。
- （7）実務研修・筆記試験で 70 点以上をとること。  
（不合格の場合には追試を行う。追試料：2,000 円（税込）。追試は 2 回までとし、不合格の場合、3 回目にレポートを提出し、合格しなければならない。）

（補講について）

第 23 条 補講の取り扱いについては以下のとおりとする。

- （1）研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められた場合は、欠席したスクーリングについて補講を行うものとする。
- （2）補講の申し出は事前申し出を原則とする。
- （3）補講にかかる費用は自己負担となる場合がある。
- （4）（1）に規定する「やむを得ない事情」とは、社会通念上の妥当とされる次の事

由とする。

- i 疾病または負傷
- ii 天災そのほかやむを得ない理由  
(水害、火災、地震、暴風雨雪、暴動、交通事故等)
- iii 法令に定める事由によるもの
  - ・選挙権その他公民としての権利を行使する場合
  - ・証人、鑑定人、参考人、裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公庁に出頭する場合
- iv その他、やむを得ない事由として当法人が認めるもの

(他研修の修了認定)

第 24 条 修了認定について以下のとおりとする。

- (1) 「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係)」(平成 23 年 10 月 28 日社援発 1028 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知)等の関係通知に基づき、地域の団体等で実施されている研修であって、第 6 条に定める教育内容と同一内容の授業内容と同一内容の科目を履修した者の単位について、本人からの申請に基づき認定研修実施者から交付を受けた研修修了証を確認した結果、教育内容の一部について修了認定が可能であると判断した場合は当法人で習得したものとみなす。
- (2) 対象となる地域研修の要件
  - i 実務者研修カリキュラムにおける「教育に含むべき事項」が含まれている研修を当該科目の時間数以上行っていること。
  - ii 認定研修実施者によって研修受講者の受講状況が確実に管理されていること。
- (3) (1)、(2)を審査の要件として、「喀痰吸引等研修」「認知症実践者研修」の修了者を当法人で設定した料金において受け入れるものとする。

(修了証書等の交付)

第 25 条 修了を認定された者に対し、修了証明書を交付する。また、一部修了した科目がある者は、履修証明書を交付する。

(受講料)

第 26 条 研修参加費用は以下のとおりとする。

- (1) 無資格者：110,000 円 (テキスト代込)
- (2) 初任者研修修了者：98,000 円 (テキスト代込)
- (3) 訪問介護員養成 3 級課程修了：100,000 円 (テキスト代込)
- (4) 訪問介護員養成 2 級課程修了：98,000 円 (テキスト代込)
- (5) 訪問介護員養成 1 級課程修了：50,000 円 (テキスト代込)
- (6) 介護職員基礎研修修了者：32,000 円 (テキスト代込)

(受講料の返還)

第 27 条 納入された受講料は原則として返還しない。

(教員組織)

第 28 条 研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- (1) 養成施設長
- (2) 教務に関する主任者
- (3) 専任教員
- (4) 介護過程Ⅲを担当する講師
- (5) 医療的ケアを担当する講師
- (6) 事務職員

(賞罰)

第 29 条 受講生が学則に違反する等受講生としての本分に違反する行為があった時は、懲戒処分を行うことができる。懲戒は訓告及び退校とする。訓告・退校は次の各項に該当する学生に対して行う。

- (1) 学習意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 面接事業において、遅刻・早退・欠席が著しい者
- (3) 施設の秩序や受講環境を著しく乱した者、または乱すおそれのある者
- (4) 法令違反等、公序良俗に反し、社会通念上、受講生として相応しくない者
- (5) その他当講座の受講生として不適切と当施設が認めた者

(修了者管理の方法)

第 30 条 修了者管理は以下のとおりとする。

- (1) 修了者は修了者名簿に記載し厚生労働省で指定された様式に基づき報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行うことができる。

(個人情報管理)

第 31 条 当該研修における個人情報について、厳正に管理を行う。

(施行細則)

第 32 条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めていない事項で必要があると認められる場合は、当社がこれを定める。

(附則)

第 33 条 この学則は平成 29 年 7 月 1 日から施行する。  
この学則は平成 31 年 2 月 1 日から施行する。  
この学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。